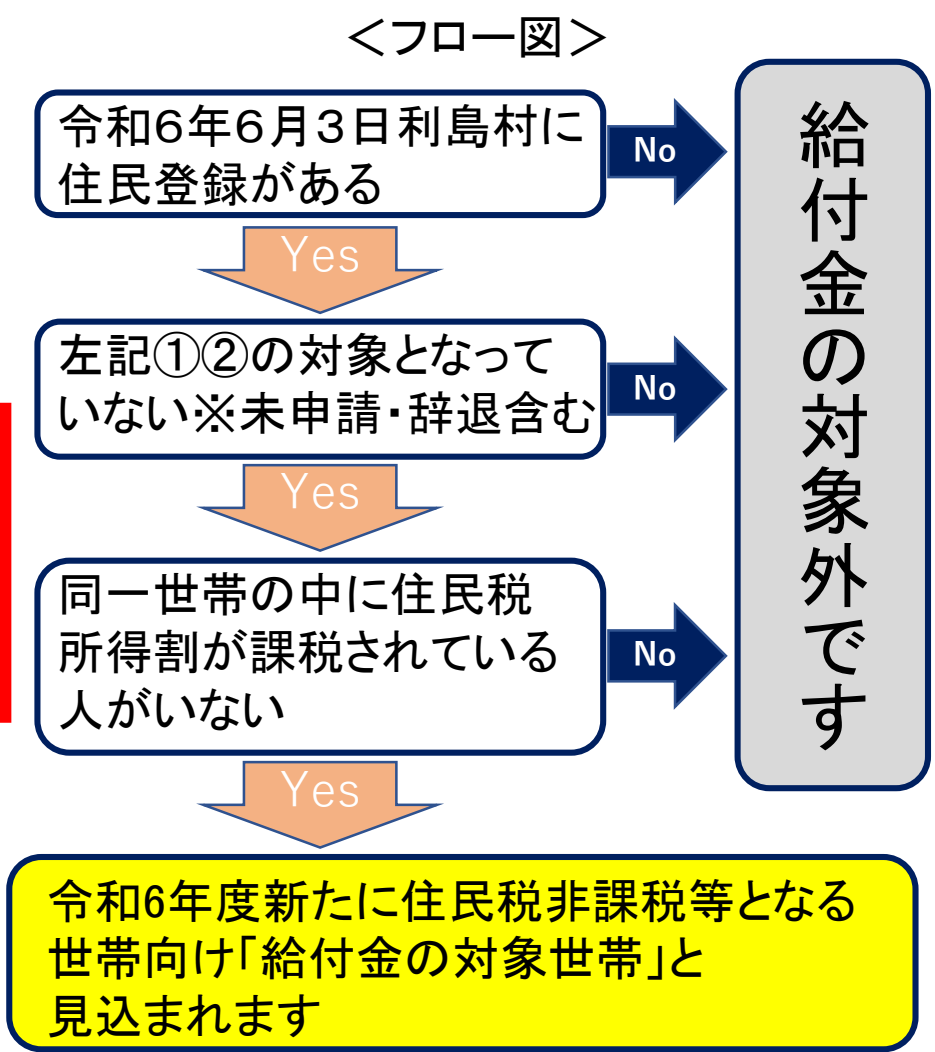


エネルギー・食品価格等の物価高騰における非課税世帯・均等割世帯および定額減税を補足する一体支援事業 令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯に対する 臨時特別給付(10万円)について

国の総合経済対策における物価高騰対策として、特に家計への影響が大きい「住民税非課税世帯」および「均等割のみ課税世帯」に対し、1世帯につき、1回に限り10万円を支給します。
また、上記の対象世帯のうち、18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童を扶養している世帯主に対し、児童1人あたり5万円を追加給付します。

令和5年度給付金(①②)の対象となった世帯は**給付対象外**となります。
①令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金(7万円)
②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)
(※未申請の世帯や受給辞退された世帯も対象外です。)

対象世帯には「確認書」を郵送しておりますので、
同封している記載例をご確認頂き、**令和6年10月25日(金)**までに
利島村役場 総務課まで提出してください。
※期限までに提出が無い場合は、受給を辞退したものとみなします。
確認書が届かず右フロー図より「給付金の対象世帯」と見込まれる方は、
令和6年10月21日(月)までに利島村役場 総務課(04992-9-0012)まで
お問合せください。



※支給された当該給付金は
差押禁止等及び非課税となります。